

2022年（令和4年）9月30日

藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例の農地造成工事の取り扱いについて

藤沢市土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」とする。）第5条第2項第1号に規定する許可を受けることを要さない埋立て等について、農地造成工事における取り扱いを定めるものである。

藤沢市農地造成工事の届出等に関する規程に基づき、農業委員会に届出を要する農地造成工事については、条例第1条に規定する良好な自然環境及び生活環境の保全、災害の発生の防止を目的とする条例の趣旨に鑑み、周囲への影響や災害の発生の危険性が極めて低いこと、農業委員会に対する届出において条例と同等の添付資料を求めていることなどから、条例の許可を受けることを要さない埋立て等として取り扱う。

なお、農業委員会に届出を要する農地造成工事は、次のいずれにも該当する工事である。

- (1) 盛土高、切土高又は採掘の深さが施工基面から概ね1メートル以下
- (2) 造成面積が2,000平方メートル未満
- (3) 工事期間が概ね6月以内

2022年（令和4年）10月1日施行